

平成23年3月21日

内閣総理大臣  
菅 直人 殿

平成23年東北地方太平洋沖地震  
対策に関する緊急要望書

宮城県知事 村 井 嘉 浩

平成23年3月11日に発生した平成23年東北地方太平洋沖地震は、マグニチュード9.0と、日本国内観測史上最大の規模を記録し、極めて激しい揺れと、その後に到来した大津波により、東北地方を中心に広範に渡って被害が及び、戦後最悪の自然災害となっています。

特に本県においては、災害時の拠点となるべき役場庁舎が全壊し、人口の約半数と未だに連絡が取れていない町もあり、県内の被害は極めて甚大であり、県民の生活や経済活動等に大きな影響をもたらしています。

また、地震とその後の大津波の被害によって、福島第一原子力発電所においては、放射性物質が大気中へ漏洩するといった、県民生活に影響を及ぼす新たな問題も発生しています。

現在も断続的に大きな余震が発生している中、地元自治体では懸命な救助活動や応急対策を実施しているところですが、なお一層の支援が必要な状況であります。

つきましては、国におきましても国家存亡の危機であると認識し、下記のとおり、財政措置等については、国が主体的に対策を講じられますよう強く要望いたします。

## 記

### 1 応急対策への支援について

地元自治体を実施する今回の災害への応急対策に対し、国の支援を継続すること。特に次の対策を推進すること。

#### (1) 公共土木施設の被害状況の調査支援について

公共土木施設に係る被害は、広域かつ甚大な被害が発生しているところであり、調査には相当困難な状況が想定されることから、事業を着実に推進するための全面的な支援、協力を行うこと。

#### (2) 災害等廃棄物の処理について

今後必要となる災害等廃棄物の処理のため、国の責任において廃棄物処理の方針を示し、廃棄物処理法の弾力的運用を図るとともに、補助率の大幅な引上など、必要な措置

を講じること。

## 2 復旧対策等への支援について

### (1) 円滑な復旧対策のための財政支援について

本県及び県内市町村が円滑な復旧対策に取り組むことができるよう、平成22年度の国の予備費の活用をはじめ、地方交付税の繰上げ交付や早期の補正予算編成などによる特段の財政支援を講ずること。

### (2) 避難者の生活再建への支援について

避難者数が二十万人を超えるとともに、今後、避難生活が長期化することから、災害救助法に定める「避難所」、「応急仮設住宅」、「医療」等の応急救助の供与にあたっては、事務手続きを含め迅速かつ柔軟な対応を図り、避難者が早期に生活を再建できるよう支援すること。

### (3) 農林水産業及び関連産業の復旧・復興支援について

農林水産業については、沿岸部を中心に数多くの担い手等への人的被害や、生産施設の壊滅的な被害が発生しているところであり、緊急的な復旧支援はもとより、農山漁村の復興についても十分に配慮すること。

また、復旧事業における事務手続きについては、これまでの手法のみによることなく、対象条件の緩和などを含め、柔軟かつ迅速な処理が図られるよう努めるとともに、金融支援や津波被害を受けた農地の除塩対策も十分に行うよう配慮すること。

なお、農林水産関連産業の復旧支援についても、同様に十分な配慮をすること。

### (4) 公共土木施設の復旧支援について

本県及び県内市町村が実施する公共土木施設災害復旧事業を始めとする災害復旧対策に対し、災害復旧費の国庫補助について、被災状況に応じ対象条件を緩和するとともに、補助率の見直しなど柔軟に対応し、早期復旧に向けて強力な支援を行うこと。

特に下水処理場の復旧については、県民の衛生環境に重

大な影響を及ぼすことから，最優先で支援を行うこと。

(5) 仙台空港関連施設の復旧支援について

仙台空港と一体的に機能を発揮する重要な公共施設である仙台空港鉄道及び仙台空港ビルの両施設に対して，公共土木施設の災害復旧に準じた支援措置を講じること。

(6) 医療施設・社会福祉施設・保健衛生施設等の復旧支援について

医療施設，社会福祉施設，保健衛生施設等については，地震による建物の損壊をはじめ，津波による建物の浸水や人的被害が発生するなど，広域かつ甚大な被害が発生しているところであり，災害復旧事業において柔軟な事務手続きにより迅速な事務処理が図られるよう努めるとともに，財政的に十分な支援を行うよう配慮すること。

(7) 産業施設の復旧・復興支援について

商業施設・工業施設及び観光施設などの産業施設については，広域かつ甚大な被害が発生しているところであり，緊急的な産業施設の復旧に係る支援はもとより，復興に係る金融支援についても，十分に配慮すること。

(8) 文教環境の復旧支援について

イ 文教施設の復旧支援について

文教施設については，津波により校舎が全壊或いは水没するなど広域かつ甚大な被害が発生しているところであり，災害復旧事業においては，柔軟な事務手続きにより，手厚い財政支援を行うこと。

ロ 児童生徒及び学校現場正常化への支援について

被災した児童生徒のためのスクールカウンセラー派遣の支援，就学援助や奨学金の拡充及び教科書・学用品の支給を行うほか，学校現場の正常化の支援に向けた教職員の必要な加配措置を講じること。

ハ 埋蔵文化財調査の弾力的な運用について

迅速な復興のため，埋蔵文化財調査の弾力的な運用を行うとともに，全面的な財政支援と専門職員の派遣を支

援すること。

(9) 水道施設及び工業用水道施設の復旧支援について  
水道用水供給事業者及び県内市町村等水道事業者並びに  
工業用水道事業者が実施する浄水施設及び管路施設等の災  
害復旧事業については、強力な復旧支援と十分な財政支援  
を行うこと。

(10) 放射線監視施設等の復旧支援について  
放射線監視施設・原子力防災施設の早期復旧に向けた財  
政支援を講じること。

### 3 原子力災害への対応について

福島第一原子力発電所における事故については、国の総  
力を挙げて直ちに解決を図ること。